

○建設廃棄物の事業場外保管に関する事前届出制度に係る施行通知

(1) 部長通知

第九 排出事業者が産業廃棄物を保管する場合の届出制の創設

排出事業者がその事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら行う保管に関し、当該産業廃棄物を過剰に又は長期間保管するなど基準に違反した不適正な保管を行う事例が見受けられる。しかし、排出事業者が自ら行う保管については、都道府県知事の許可等の事前手続が不要となっていたため、不適正保管が大規模な事案となるなど外観上明らかとなるまで発覚しにくく、生活環境保全上の支障の発生を未然に防止できないばかりか、これらの不適正な保管により生活環境保全上の支障が実際に生じた場合に、都道府県知事が当該不適正保管を行った事業者を把握する手だてがないことから、改善命令又は措置命令といった措置の迅速な実施に支障を来していた。

そこで、排出事業者が産業廃棄物を生ずる事業場の外において当該産業廃棄物の保管を自ら行う場合の保管場所を都道府県知事が把握できる仕組みを設けることにより、不適正な保管が行われた場合にそれを早期に発見し、報告徴収、立入検査、改善命令又は措置命令といった法律上の措置を迅速に行い、もって生活環境保全上の支障の発生を未然防止と拡大防止を確実にするため、不適正な保管が行われる事案の多い建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について、排出事業者が、当該産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら保管（保管の用に供される場所の面積が 300 平方メートル以上の場所で行われるものに限る。）しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事へ届け出なければならないこととした（法第 12 条第 3 項、第 12 条の 2 第 3 項等）。

(2) 課長通知

第八 排出事業者が産業廃棄物を保管する場合の届出制の創設

1 届出の対象（規則第 8 条の 2、第 8 条の 2 の 2 等）

届出の対象となる産業廃棄物は、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物とし、届出の対象となる保管は、当該保管の用に供される場所の面積が 300 平方メートル以上である場所において行われる保管としたこと。

ただし、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業（以下「産業廃棄物処理業等」という。）の許可に係る事業の用に供される施設において行われる保管、法第 15 条第 1 項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 8 条の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管については、これらの保管場所を都道府県知事が既に把握していることから、届出対象外としたこと。

なお、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を生ずる事業場とは、建設工事現場をいうことから、建設工事現場以外の場所において当該産業廃棄物の保管を行おうとするときは、届出の対象となるものであること。また、産業廃棄物を生ずる事業場と空間的に一体のものともみなすことができる場所やこれと同等の場所は「事業場の外」には該当しないこと。

2 事前の届出を要しない場合

非常災害のために必要な応急措置として産業廃棄物の保管をした場合においては、その産業廃

棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管を行った事業者は、保管をした日から 14 日以内に、その旨を都道府県知事へ届け出なければならないこととしたこと（法第 12 条第 4 項、規則第 8 条の 2 の 3 等）。非常災害としては、例えば、地震や水害等が想定されること。

3 変更の届出等

届け出た事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則様式によりその旨を都道府県知事に届け出ることとしたこと（規則第 8 条の 2 の 5 等）。

また、当該届出に係る保管をやめたときは、当該保管をやめた日から 30 日以内に、規則様式により都道府県知事に届け出なければならないこととしたこと（規則第 8 条の 2 の 6 等）。

4 経過措置

平成 23 年 4 月 1 日時点において既に行われている保管については、平成 23 年 6 月 30 日までにその旨を都道府県知事に届け出なければならないこととしたこと（改正法附則第 6 条第 1 項等）。

5 その他の留意事項

都道府県知事は、排出事業者による事前届出があったときは、保管場所を定期的に確認し、不適正な保管の防止に努められたいこと。

また、産業廃棄物処理基準に適合しない保管が行われた場合には、産業廃棄物処理基準に従って保管を行うべき旨を指導するとともに、必要に応じ、改善命令や措置命令の発出を行うこと等により、生活環境の保全が図られるよう努められたいこと。